

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（案）参照条文

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）（抄）

附 則

（設立委員）

第二条 財務大臣は、設立委員を命じ、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）の設立に関して発起人の職務を行わせる。

（センターの解散等）

第十二条 センターは、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により各出資者に分配される財産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2～4 （省略）

5 センターの最終事業年度における業務の実績及び独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績については、会社が従前の例により評価を受けるものとする。

6 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子情報処理組織 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と税関その他の関係行政機関（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項（定義）に規定する港湾管理者を含む。）の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。

イ 国際運送貨物に係る税関手続その他の業務で政令で定めるもの

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第二条第六号（定義）に規定する申請等をいう。八からへまで及び次条において同じ。）又は処分通知等（情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。八からへまで及び次条において同じ。）であつて政令で定めるものに関する業務

ハ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号。これに基づく命令を含む。）又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ニ 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号。これに基づく命令を含む。）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号。これに基づく命令を含む。）その他の農林水産大臣の所管する法律（これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ホ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ヘ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号。これに基づく命令を含む。）その他の国土交通大臣の所管する法律（これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ト 港湾法第五十条第一項（入出港書類の統一）に規定する申請等又は同法第五十条の二第一項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）に規定する処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

三（省 略）

（情報通信技術利用法の適用）

第三条（省 略）

2 前項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条の規定により行われた処分通知等のうち政令で定めるものについては、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同条第一項の行政機関等から発せられたものとみなす。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十三条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)(抄)

(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)

第十一条 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される貨物(加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。)については、政令で定めるところにより、当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

(再輸出免税)

第十七条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から一年(第十一号に掲げる貨物については、政令で定める期間とし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。)以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 加工される貨物又は加工材料となる貨物で政令で定めるもの
- 二 輸入貨物の容器で政令で定めるもの
- 三 輸出貨物の容器として使用される貨物で政令で定めるもの
- 四 修繕される貨物
- 五 学術研究用品
- 六 試験品
- 六の二 貨物を輸出し、又は輸入する者が当該輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当該貨物の品質を検査するため使用する物品

七 注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、フィルム、模型その他これらに類するもの
七之二 国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される物品
八 本邦に入国する巡回興行者の興行用物品並びに本邦に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具
九 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための物品
十 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその個人的な使用に供するためその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品
十一 条約の規定により輸入の後一定の期間内に輸出されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

2 (省 略)

3 第一項の規定により関税の免除を受けた者は、その免除を受けた貨物を同項の期間内に輸出したときは、政令で定めるところにより、その旨を税関に届け出なければならない。

4 及び 5 (省 略)

(再輸出減税)

第十八条 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

4 前条第三項の規定は、第一項の規定により関税の軽減を受けた者について準用する。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)

第十九条之三 関税を納付して輸入された貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該貨物はその輸入の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

2 及び 3 (省 略)

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)

第二十条 関税を納付して輸入された貨物のうち次の各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えな

いものを本邦から輸出するとき（第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出するときに限る。）は、当該貨物
その輸入の許可の日から六月（六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところによ
り税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内において税関長が指定する期間。次項において同じ。）以内に保税地域（関
税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。次項、第四項及び第五項にお
いて同じ。）に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物

二 個人的な使用に供する物品で政令で定める販売の方法により販売されたものであつて品質等が当該物品の輸入者が予期しな
つたものであるため返送することがやむを得ないと認められる貨物

三 輸入後において法令（これに基づく処分を含む。）によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が
禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる貨物

2 前項に規定する輸入貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日か
ら六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又
は一部を払いもどすことができる。

3 及び 4 （省 略）

5 前項に規定する特例申告貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これを当該特例申告貨物
に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例申告書の提出前に廃棄したときは、当該
特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該
特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

食品衛生法（昭和二十二年法律二百三十三号）（抄）

第二十六条 （省 略）

2 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若
しくは容器包装又は第十条に規定する食品を製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器
包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべ
きことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、生産地の事情その他の事情からみて第一
項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加

物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

4 前三項の命令を受けた者は、当該検査を受け、その結果についての通知を受けた後でなければ、当該食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

5～7 (省 略)

第二十七条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

（入出港の届出）

第四条 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

（びよう地）

第五条 (省 略)

2 国土交通省令の定める船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設（以下「けい留施設」という。）にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所（以下「びよう地」という。）の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。

4 (省 略)

5 特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

6 及び 7 (省 略)

(移動の制限)

第七条 雑種船以外の船舶は、第四条、第八条第一項、第十条及び第二十三条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

第二十二条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でない限り停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十三条 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3 (省 略)

4 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

(船舶交通の制限等)

第三十六条の三 (省 略)

2 総トン数が国土交通省令の定めるトン数以上である船舶は、前項の水路を航行しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に当該水路を航行する予定時刻を通報しなければならない。

3 (省 略)

(準用規定)

第三十七条の三 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から前条までの規定は、特定港以外の港にこれを準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

(役務取引等)

第二十五条 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の地域において提供することを目的とする取引

二 (省 略)

2 } 4 (省 略)

(輸出の許可等)

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 及び 3 (省 略)

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)(抄)

(輸入植物等の検査)

第八条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のまま、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検査有害動植物(農林水産大臣が指定する検査有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。)があるかどうかについての検査を受けなければならない。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2 } 7 (省 略)

(廃棄、消毒等の処分)

第九条 前条の規定による検査の結果、検査有害動植物があつた場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、第六条第一項から第五項まで若しくは第八条第一項若しくは第六項の規定に違反して輸入された植物及び容器包

装を廃棄し、又はこれを所持している者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを廃棄すべきことを命ずることができる。第八条
第七項の規定による隔離栽培の命令の違反があつた場合において、その違反に係る植物についてもまた同様とする。

3 (省 略)

4 前条の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六条第一項及び第二項の規定に違反せず、輸入禁止品に該当せず、かつ、これに検査有害動植物がないと認めたときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならぬ。

(輸出植物の検査)

第十条 輸入国がその輸入につき輸出国の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者は、当該植物及び容器包装につき、植物防疫官から、それが当該輸入国の要求に適合していることについての検査を受け、これに合格した後でなければ、これを輸出してはならない。

2 4 (省 略)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第五十条の二 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

- 一 申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「処分通知等」という。)を迅速かつ的確に処理するためのもの
 - 二 (省 略)
- 2 6 (省 略)

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)(抄)

(輸出入検査)

第七条 (省 略)

2 前項の検査に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検査に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)(抄)

(病原体の輸入に関する届出)

第三十六条の二 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているものうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入しようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

2及び3 (省 略)

(動物の輸入に関する届出等)

第三十八条の二 指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものを輸入しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他農林水産省令で定める事項を動物検疫所に届け出なければならない。ただし、携帯品又は郵便物として輸入する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 (省 略)

(輸入検査)

第四十条 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、原状のまま、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。ただし、既に次条の規定により検査を受け、かつ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物については、この限りでない。

2及び3 (省 略)

4 家畜防疫官は、監視伝染病の病原体のひろがるのを防止するため必要があるときは、第一項の検査を受ける者に対し指定検疫物を前項の場所へ送致するための順路その他の方法を指示することができる。

(輸入検疫証明書の交付等)

第四十四条 家畜防疫官は、第四十条から前条までの規定による検査の結果、指定検疫物が監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときは、農林水産省令の定めるところにより、輸入検疫証明書を交付し、かつ、指定検疫物にらく印、いれずみその他の標識を付さなければならない。

2 家畜防疫官は、第四十条第二項又は第四十一条の規定による検査を受けた指定検疫物以外の物について、輸入検疫証明書を請求されたときは、これを交付しなければならない。

3 (省 略)

(輸出検査)

第四十五条 次に掲げる物を輸出しようとする者は、これにつき、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、第三項の規定により輸出検査証明書の交付を受けなければならない。

一 輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物

二 第三十七条第一項各号に掲げる物であつて農林水産大臣が国際動物検査上必要と認めて指定するもの

2 (省 略)

3 家畜防疫官は、第一項の規定による検査の結果、その物が家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときは、農林水産省令の定めるところにより、輸出検査証明書を交付しなければならない。

4 (省 略)

(検査に基づく処置)

第四十六条 (省 略)

2 農林水産大臣は、前項の検査において、届出伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の検査中にその検査に係る動物が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたときは、当該動物又はその敷料その他これに準ずる物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。ただし、当該新疾病が家畜の伝染性疾病でないと認められる場合は、この限りでない。

検査法(昭和二十六年法律第二百一号)(抄)

(検査前の通報)

第六条 検査を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検査港又は検査飛行場に近づいたときは、適宜の方法で、当該検査港又は検査飛行場に置かれている検査所(検査所の支所及び出張所を含む。以下同じ。)の長に、検査感染症の患者又は死者の有無その他厚生労働省令で定める事項を通報しなければならない。

(書類の提出及び呈示)

第十一条 検疫を受けるに当つては、船舶等の長は、検疫所長に船舶等の名称又は登録番号、発航地名、寄航地名その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しなければならない。但し、仮検疫済証の失効後に受ける検疫にあつては、検疫所長から求められた場合に限る。

2 検疫所長は、船舶等の長に対して、第一号から第三号までに掲げる書類の提出並びに第四号及び第五号に掲げる書類の呈示を求めることができる。

一 乗組員名簿

二 乗客名簿

三 積荷目録

四 航海日誌又は航空日誌

五 その他検疫のために必要な書類

(検疫済証の交付)

第十七条 検疫所長は、当該船舶等を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、検疫済証を交付しなければならない。

2 検疫所長は、船舶の長が第六条の通報をした上厚生労働省令で定めるところにより厚生労働省令で定める事項を通報した場合において、これらの通報により、当該船舶を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めるときは、あらかじめ、当該船舶の長に対して、検疫済証を交付する旨の通知をしなければならない。

(仮検疫済証の交付)

第十八条 検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。

2 及び 3 (省 略)

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(抄)

(乗員上陸の許可)

第十六条 入国審査官は、外国人である乗員（本邦において乗員となる者を含む。以下この条において同じ。）が、船舶等の乗換え（船舶等への乗組みを含む。）、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶等（その者が乗り組むべき船舶等を含む。）の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができる。

一 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者から申請があつたとき。

二 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期に航空機を就航させている運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国することを条件として休養、買物その他これらに類似する目的をもつて本邦に到着した日から十五日を超えない範囲内で上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。

3 9 (省 略)

(報告の義務)

第五十七条 本邦に入る船舶等の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その船舶等が到着する出入国港の入国審査官に対し、その乗員及び乗客に係る氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等が出発する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、その乗員及び乗客に係る前項に規定する事項を報告しなければならない。

3 (省 略)

4 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

5 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等の出発する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十五条第一項の規定による通過上陸の許可を受けた者がその船舶に帰船しているかどうか、乗員上陸の許可を受けた者で当該船舶等に乗り組むべきものが乗り組んでいるかどうか及び第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国しようとする者が乗っているかどうかを報告しなければならない。

(省令への委任)

第六十九条 第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）

（引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等）

第三十条の三 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取る者とする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

二 課税標準数量に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

三 他の法律の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする酒税額

四 第二号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額

五 第二号に掲げる酒税額の合計額から第三号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他政令で定める事項

2 関税法第六条の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取る者とする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引き取る酒類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う場合には、当該酒類に係る第一項の申告書の提出期限は、当該酒類の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

（納期限の延長）

第三十条の六（省略）

2 酒類を保税地域から引き取る者とする者（その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う者を除く。）が、第三十条の三第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供

したときは、当該税関長は、一月以内（酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当する酒税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内）、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

3 酒類を保稅地域から引き取るうとする者（その引取りに係る酒類につき關稅法第七條の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。以下「特例輸入者」という。）が、第三十條の三第一項の規定による申告書を同條第三項の提出期限内に提出した場合において、前條第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第三十條の三第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該特例輸入者が酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当する酒税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（申告）

第七條 申告納稅方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る關稅の納付に關する申告をしなければならぬ。

2 （省略）

3 税関は、納稅義務者その他の關係者から第一項の申告について必要な輸入貨物に係る關稅定率法別表（關稅率表）の適用上の所屬、稅率、課稅標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

（修正申告）

第七條の十四 第七條第一項（申告）の申告をした者又は第七條の十六第二項（決定）の規定による決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の申告、更正又は決定について同條第一項又は第三項（更正）の規定による更正（以下この項及び次條において「更正」という。）があるまでは、政令で定めるところにより、当該申告、更正又は決定に係る課稅標準又は納付すべき稅額（以下「稅額等」という。）を修正する申告（以下「修正申告」という。）をすることが出来る。

一 先にした納稅申告（第七條第一項の申告又は修正申告をいう。以下同じ。）、更正又は第七條の十六第二項の規定による決定により納付すべき稅額に不足額があるとき。

二 先の納稅申告、更正又は第七條の十六第二項の規定による決定により納付すべき稅額がないこととされた場合において、その納付すべき稅額があるとき。

2 前項の場合において、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告は、先の納税申告に係る書面に記載した税額等を補正することにより行なうことができるものとする。

3 (省略)

(更正及び決定)

第七条の十六 (省略)

2及び3 (省略)

4 第一項若しくは前項の規定による更正(以下「更正」という。)又は第二項の規定による決定は、税関長が当該更正又は決定に係る課税標準、当該更正又は決定により納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。ただし、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正(当該貨物に係る関税の納付前にするもので税額等を減額するものに限る。)は、これらの手続に代えて、納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した税額等を是正させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによつてすることができる。

5 (省略)

(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)

第七条の十七 税関長は、第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係る税額等につきその納税申告に誤りがないと認めた場合には、当該申告に係る税額及びその税額を納付すべき旨(関税の納付を要しないときは、その旨)その他政令で定める事項を、書面により、当該引取りの承認を受けた者に通知する。

(納期限の延長)

第九条の二 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が、第七条第二項(申告)の規定による輸入申告書を提出した場合において、前条第一項の規定による関税を納付すべき期限(以下この項及び次項において「納期限」という。)に関し、その延長を受けたい旨の申請書を第七条第二項の税関長に提出し、かつ、当該輸入申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第一項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができる。

2 (省略)

3 特例輸入者又は特例委託輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を第七条の二第二項(申告の特例)の関税

長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。

4 (省 略)

(入港手続)

第十五条 開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船の積荷、旅客（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 外国貿易船が前項の報告をしないで開港に入港したときは、船長は、当該外国貿易船の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。

4 { 6 (省 略)

7 税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易機の登録記号及び国籍のほか、当該外国貿易機の積荷、旅客（当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

8 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空港に入港したときは、機長は、当該外国貿易機の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

9 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

(特殊船舶等の入港手続)

第十五条の三 開港又は税関空港に入港しようとする特殊船舶等（本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外

国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港又は税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 特殊船舶等が前項の報告をしないで開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

（貨物の積卸し）

第十六条（省略）

2 船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。

（出港手続）

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、積荷、旅客（当該外国貿易船又は外国貿易機に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

2（省略）

（入出港の簡易手続）

第十八条 外国貿易船が開港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第一項から第五項まで（入港手続）の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の外国貿易船の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第

一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第七項から第九項まで及び前条の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第七項の規定による報告又は同条第八項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の外国貿易機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第七項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

（特殊船舶等の入出港の簡易手続）

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの（次項において「特殊船舶」という。）が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条の三（特殊船舶等の入港手続）の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の特殊船舶の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の三第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等のうち航空機であるもの（次項において「特殊航空機」という。）が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条の三の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の特殊航空機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の三第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

(開庁時間外の貨物の積卸し)

第十九条 税関官署の開庁時間(税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署における事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間をいう。第九十八条第一項において同じ。)以外の時間において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならぬ。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

(不開港への出入)

第二十条 外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除く外、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。但し、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

2 外国貿易船等が前項但書の事故に因り不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を附してその旨を税関職員に(税関職員がいないときは警察官に)届け出なければならない。

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 (省 略)

2 (省 略)

3 特殊船舶等が不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

(外国貨物の仮陸揚)

第二十一条 外国貨物を仮に陸揚(取卸を含む。以下同じ。)しようとするときは、船長又は機長は、税関に(税関が設置されていない場所においては税関職員に、税関職員がいないときは警察官に)あらかじめその旨を届け出なければならない。但し、遭難その他やむを得ない事故に因りあらかじめ届け出ることができない場合においては、陸揚した後直ちにその旨を届け出なければならない。

(沿海通航船等の外国寄港の届出等)

第二十二条 沿海通航船又は国内航空機(以下「沿海通航船等」という。)が遭難その他やむを得ない事故に因り外国に寄港して本

邦に帰つたときは、船長又は機長は、直ちにその旨を税関に届け出るとともに、外国においてその船用品又は機用品を積み込んだ場合においては、その目録を税関に提出しなければならない。

(船用品又は機用品の積み込み等)

第二十三条 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品又は機用品は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、その承認を受けて、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合において、税関長は、当該船用品又は機用品が取締り上支障がないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に積み込まれる船用品又は機用品の積み込みについて一括して承認することができる。

2) 6 (省 略)

(船舶又は航空機と陸地との交通等)

第二十四条 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通(次項の規定に該当するものを除く。)又は貨物の積卸は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を行わなければならない。

2 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通が貨物(その授受につきこの法律の規定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物を除く。)の授受を目的とするものであるときは、その交通は、政令で定めるところにより、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を行わなければならない。

3 及び 4 (省 略)

(船舶又は航空機の資格の変更)

第二十五条 外国貿易船等以外の船舶又は航空機を外国貿易船等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶又は航空機として使用しようとするときも、また同様とする。

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 (省 略)

二 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

三丁五 (省略)

2 (省略)

(見本の一時持出)

第三十二条 保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

(外国貨物の廃棄)

第三十四条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。ただし、第四十五条第一項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務等)(第三十六条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

(保税地域についての規定の準用等)

第三十六条 第三十二条(見本の一持出し)、第三十四条(外国貨物の廃棄)及び第四十五条(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務)の規定は、第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が許可した貨物について準用する。この場合において、第三十二条及び第三十四条中「保税地域」とあり、並びに第四十五条中「保税蔵置場」とあるのは、「第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所」と読み替えるものとする。

2 第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が許可した貨物につき内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

(貨物の取扱い)

第四十条 (省略)

2 指定保税地域においては、前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

3 (省略)

(保税蔵置場についての規定の準用)

第四十一条の三 第四十五条(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務)の規定は、指定保税地域にある外国貨物について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは、「当該外国貨物を管理す

る者」と読み替えるものとする。

(外国貨物を置くことができる期間)

第四十三条の二 (省 略)

2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

(外国貨物を置くことの承認)

第四十三条の三 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月(やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間)を超えて当該保税蔵置場に置くこととする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

2及び3 (省 略)

(貨物の収容能力の増減等)

第四十四条 保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

2 (省 略)

(許可を受けた者の関税の納付義務等)

第四十五条 保税蔵置場にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項及び次項において同じ。)が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (省 略)

3 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

(休業又は廃業の届出)

第四十六条 保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

(指定保税地域についての規定の準用)

第四十九条 第四十条(指定保税地域における貨物の取扱い)の規定は、保税蔵置場について準用する。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第六十一条の四 第四十二条第二項及び第三項(保税蔵置場の許可)、第四十三条(許可の要件)、第四十三条の二第二項(外国貨物を置くことができる期間)並びに第四十三条の三から第四十八条の二まで(外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継)の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十三条の三第一項中「三月(やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間)」とあるのは「三月」と、「置くこととする場合」とあるのは「保税作業のため置くこととする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前に」と、第四十八条第一項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)

第六十二条の三 外国貨物を保税展示場に入れる者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、前条第三項の行為をすることにつき、その承認を受けなければならない。

24 (省略)

(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)

第六十二条の七 第四十二条第三項(保税蔵置場の公告)、第四十三条(保税蔵置場の許可の要件)、第四十四条から第四十八条の二まで(保税蔵置場の貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継)、第五十九条第一項(内国貨物の使用等)、第六十一条第三項から第五項まで(保税工場外における保税作業)及び第六十一条の三(保税工場についての記帳義務)の規定は、保税展示場について準用する。

(外国貨物を置くこと等の承認)

第六十二条の十 総合保税地域に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月を超えて当該総合保税地域に置くこととす

る場合又は当該貨物につきその入れた日から三月以内に当該総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前又は当該行為をする日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）

第六十二条の十五 第四十二条第二項及び第三項（保税蔵置場の許可の期間及び公告）、第四十三条の二第二項（保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間の延長）、第四十三条の三第二項及び第三項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認及びその申請）、第四十三条の四から第四十七条まで（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の失効）、第四十八条の二第四項から第六項まで（許可の承継）、第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）、第五十九条（内国貨物の使用等）、第六十一条（保税工場外における保税作業）、第六十一条の二第二項（指定保税工場についての報告義務）、第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）並びに第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）」と、「前項但書」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する前項ただし書」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の九（総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間）」と、第四十三条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」と、第四十三条の四中「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」と、第四十七条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号又は第三号から第六号まで」と、同条第三項中「当該許可を受けていた者」とあるのは「当該許可を受けていた者（当該許可を受けていた者以外に当該総合保税地域において貨物を管理していた者がある場合には、その者を含む。以下この項において同じ。）」と、第四十八条の二第四項中「第四十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する第四十七条第一項第一号又は第三号」と、同条第五項中「第四十三条各号（許可の要件）のいずれかに該当する」とあるのは「第六十二条の八第二項各号（総合保税地域の許可）に掲げる基準に適合しない」と、同条第六項中「第二項又は第四項」とあるのは「第四項」と、第五十条の二中「行う保税工場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域において行う者」と、第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する第一項又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する第一項又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と、第六十一条の二第二項中「前

項の指定を受けた者」とあるのは「総合保税地域において保税作業（改装、仕分その他の手入れを除く。以下この項において同じ。）を行う者」と、「同項の税関長の特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、第六十二条の四第一項中「制限し、又は保税展示場に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求める」とあるのは「制限する」と読み替えるものとする。

（保税運送）

第六十三条 外国貨物（郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。）は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所相互間（次条第一項において「特定区間」という。）に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

2 （省 略）

3 第一項の運送に際しては、政令で定めるところにより、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。ただし、同項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、当該承認に係る期間を当該承認をした税関長が政令で定めるところにより区分して指定した期間ごとに、当該期間内に発送された外国貨物に係る運送目録について一括して確認を受けることができる。

4 税関長は、第一項の承認をする場合においては、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない事由が生じたため必要があると認めるときは、税関長は、その指定した期間を延長することができる。

5 第一項の規定により承認を受けた外国貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、第三項の規定により確認を受けた運送目録を、直ちに到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。ただし、第一項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、第三項及び前項の指定に係る期間を基礎として当該承認をした税関長が指定した期間ごとに、当該期間内に到着した外国貨物に係る運送目録について一括して確認を受けることができる。

6 第一項の規定により承認を受けた者は、政令で定めるところにより、前項の規定により確認を受けた運送目録をその承認をした税関長に提出しなければならない。

（保税運送の特例）

第六十三条の二 （省 略）

- 2 特定保税運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。
- 3 特定保税運送に係る外国貨物が運送先に到着したときは、特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。
- 4 特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送目録を第二項の確認をした税関の税関長に提出しなければならない。
- 5 (省 略)

(運送の期間の経過による関税の徴収)

第六十五条 第六十三条第一項(保税運送)又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。次項において同じ。)がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2及び3 (省 略)

4 第六十三条第一項若しくは前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物又は特定保税運送に係る外国貨物が運送先に到着する前に亡失した場合には、その運送の承認を受けた者又は特定保税運送者は、直ちにその旨を当該承認又は第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認をした税関長に届け出なければならない。

(内国貨物の運送)

第六十六条 内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送しようとする者は、税関長に申告してその承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、当該承認を証する書類を、直ちに到着地の税関に提出しなければならない。

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物にあつては、関税暫定措置法第八条の二第二項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る。)については、課税標準となるべき数量及び価格(その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。)

(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。)に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該貨物を保税地域等に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

二 (省 略)

2 (省 略)

(特定輸出貨物の亡失等の届出)

第六十七条の十二 第三十四条本文(外国貨物の廃棄)の規定は保税地域以外の場所にある特定輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第三項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定は保税地域以外の場所にある特定輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特定輸出貨物に係る特定輸出貨者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替えるものとする。

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第六十八条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。ただし、税関においてこれを提出することができない事由があると認める場合又は特例申告貨物の輸入申告若しくは特定輸出貨物がされる場合(税関長が輸出又は輸入の許可の判断のためにその提出の必要があると認める場合を除く。)その他これを提出する必要がある場合として政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の十三 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(証明又は確認)

第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、承認等」という。)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 (省略)

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 外国貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税及び第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課される重加算税に相当する額を除く。)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2及び3 (省略)

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第一百一十一条第一項第一号において同じ。)を除く。)の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)、第六十八条から第六十九条の十まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る意見を聴くこと)の求め等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続に

おける専門委員への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）及び第七十条（証明又は確認）の規定を準用する。この場合において、第六十九条の第二項中「貨物」とあるのは「貨物（第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品（他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。）」とする。

（開庁時間外の事務の執行の求め）

第九十八条 税関官署の開庁時間以外において、税関の事務のうち政令で定めるものの執行を求めようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

2 （省 略）

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）

（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）

第六条 課税物品を輸入の許可を受けて保税地域から引き取ろうとする者は、輸入申告に併せて消費税法等の規定（石油石炭税法第十五条第二項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告の特例）の規定を除く。）による引取りに係る課税標準及び税額の申告書又は引取りに係る課税標準の申告書を提出するものとする。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税法第四十七条第一項（引取りに係る課税貨物についての納税申告等）の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）、酒税法第三十条の三第一項（引取りに係る酒類についての納税申告等）の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）、たばこ税法第十八条第一項（引取りに係る製造たばこについての納税申告等）の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）、揮発油税法第十一条第一項（引取りに係る揮発油についての納税申告等）の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）、石油ガス税法第十七条第一項（引取りに係る課税石油ガスについての納税申告等）の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）、及び石油石炭税法第十四条第一項（引取りに係る原油等についての納税申告等）の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）（以下「特例申告」と総称する。）に係る申告書（以下「特例納税申告書」という。）は、前項の規定にかかわらず、当該特例納税申告書に係る課税物品につき提出する関税法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書と併せて提出するものとする。この場合においては、当該課税物品に係る輸入の許可の日を引取りの日とみなしてこれらの規定を適用する。

3 } 5 （省 略）

6 関税法第七条の十四第二項（輸入の許可前における納税申告の修正）の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準

及び税額の申告書を提出した者が課税物品の輸入の許可前にする第四項の修正申告について、関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税についての国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について、関税法第七条の十六第四項ただし書（輸入の許可前にする減額更正）の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又は税額を減額する第四項の更正（課税物品に係る内国消費税の納付前にするものに限る。）について、関税法第八条第四項ただし書（賦課決定通知）の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の賦課決定（国税通則法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。）について、それぞれ準用する。

（輸入の許可前における引取り）

第九条（省 略）

2（省 略）

3 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

地方道路税法（昭和三十年法律第四百四号）（抄）

（申告及び納付等）

第七条 地方道路税は、揮発油税の申告にあわせて申告して納付し、又は揮発油税にあわせて徴収しなければならない。

2（省 略）

とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（抄）

（申告による納付）

第五条 外国貿易船が開港に入港した場合においては、当該外国貿易船に係るとん税の納付をすべき者（以下「納税義務者」という。）は、当該外国貿易船の出港の時（当該外国貿易船が入港の日から起算して五日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して五日を経過する日）までに、政令で定めるところにより、当該外国貿易船に係るとん税の課税標準及び納付すべきとん税額その他の事項を記載した申告書を税関に提出し、あわせて当該申告書に記載された税額に相当するとん税を国に納付しなければならない。ただし、当該外国貿易船について第三条第二号に掲げる税率によるとん税が納付されている場合において、当該外国貿易船が当該税率によるとん税に係る最初の入港の日から起算して一年以内に当該納付に係る開港に入港するときは、この限りでない。

2 (省 略)

特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)(抄)

(申告及び納付等)

第五条 特別とん税は、とん税にあわせて申告し、更正し、若しくは決定し、又は納付し、若しくは徴収しなければならない。

2 (省 略)

揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)(抄)

(引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等)

第十一条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る揮発油の数量

二 前号の数量のうち、第八条第一項の規定により控除される数量

三 第一号の数量から前号の数量を控除した数量(以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。)

四 引取りに係る課税標準数量に対する揮発油税額

五 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする揮発油税額

六 第四号に掲げる揮発油税額から前号に掲げる揮発油税額を控除した金額に相当する揮発油税額(以下「引取りに係る納付すべき税額」という。)

七 第四号に掲げる揮発油税額から第五号に掲げる揮発油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、その引き取る揮発油に係る前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る揮発油につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該揮発油に係る第一項の申告書の提出期限は、当該揮発油の引取りの日の属する月の翌末日とする。

(納期限の延長)

第十三条 (省 略)

- 2 揮発油を保稅地域から引き取るうとする者(その引取りに係る揮発油につき關稅法第七條の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う者を除く。)が、第十一條第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の稅關長に提出し、かつ、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき稅額の全部又は一部に相當する担保を当該稅關長に提供したときは、当該稅關長は、三月以内、当該担保の額に相當する揮発油稅の納期限を延長することができる。
- 3 揮発油を保稅地域から引き取るうとする者(その引取りに係る揮発油につき關稅法第七條の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。第二十四條において「特例輸入者」という。)が、第十一條第一項の規定による申告書を同條第三項の提出期限内に提出した場合において、前條第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十一條第一項の稅關長に提出し、かつ、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき稅額の全部又は一部に相當する担保を当該稅關長に提供したときは、当該稅關長は、二月以内、当該担保の額に相當する揮発油稅の納期限を延長することができる。

關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(抄)

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減稅)

第八條 加工又は組立てのため、平成二十三年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(關稅定率法別表に定める稅率が無稅とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより稅關長の承認を受けたときは、一年を超え稅關長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の關稅の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課稅價格に相當するものとして政令で定めるところにより算出する價格の当該製品の課稅價格に対する割合を乗じて算出した額の範圍内において、その關稅を輕減することができる。

- 一 關稅定率法別表第四二・〇二項に該當する製品のうち外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの並びに同表第四二・〇三項に該當する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの(これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)
- 二 關稅定率法別表第五七類及び第六一類から第六十三類までに該當する製品(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)
- 三 關稅定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該當する製品のうち甲(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料とし

たものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

四 関税率法別表第九四〇一・九〇号の一に該当する製品のうち自動車に使用する種類のもの（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

2 (省 略)

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

(修正申告)

第十九条 納税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。以下第二十三条第一項及び第二項（更正の請求）において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第二十四条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。

三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。
2 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項の規定により当該分割に該当する場合には、その更正又は決定について第二十六条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。）

一 その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。

二 その更正に係る更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。

三 その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

3 前二項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書という。

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添付しなければならない。

一 その申告前の課税標準等及び税額等

二 その申告後の課税標準等及び税額等

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額

八 所得税法第四百二十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は法人税法第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第八十一条の三十一第四項（連結欠損金に対する準用）及び第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

四 前三号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

（納税申告書の提出先等）

第二十一条（省略）

2及び3（省略）

4 保税地域からの引取りに係る消費税等で申告納税方式によるもの（以下「輸入品に係る申告消費税等」という。）についての納税申告書は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税等の納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第十七条から第十九条まで（納税申告）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

（担保の変更等）

第五十一条（省略）

2 国税について担保を提供した者は、税務署長等の承認を受けて、その担保を変更することができる。

3（省略）

石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）（抄）

（引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等）

第十七条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る課税石油ガスの重量（以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。）

二 引取りに係る課税標準数量に対する石油ガス税額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額

四 第二号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

五 第二号に掲げる石油ガス税額から第三号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税石油ガスに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う場合には、当該課税石油ガスに係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税石油ガスの引取りの日の属する月の翌月末日とする。

（納期限の延長）

第二十条（省 略）

2 課税石油ガスを保税地域から引き取るうとする者（その引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う者を除く。）が、第十七条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）（抄）

(変更等の届出)

第十二条 通関業者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、その者(第三号の場合にあつては、政令で定める者)は、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならぬ。

- 一 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。
- 三 第十条第一項の規定により通関業の許可が消滅したとき。

(記帳、届出、報告等)

第二十二條 (省 略)

2 通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務の従業者(当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者)の氏名及びその異動を税関長に届け出なければならない。

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回税関長に提出しなければならない。

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号)(抄)

(免税コンテナー等の用途外使用の制限)

第四条 コンテナー条約第二条又は第五条1の規定により輸入税の免除を受けて輸入したコンテナー(以下「免税コンテナー」という。)(又はコンテナー修理用の部分品(修理により取りはずされた部分品を含む。以下「免税部分品」という。))は、その輸入の許可の日から三月間(三月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、三月を超え、税関長が指定する期間。以下「再輸出期間」という。)(内に、国際運送の用(免税部分品にあつては、免税コンテナーの修理の用。次条において同じ。))以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(免税コンテナーの国内運送への使用)

第八條 (省 略)

2 (省略)

3 第一項の国内運送をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を税関長に届け出なければならない。

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（抄）

（巨大船等の航行に関する通報）

第二十二條 次の各号に掲げる船舶が航路を航行しようとするときは、船長（船長以外の者が船長に代わつてその職務を行なうべきときは、その者。以下同じ。）は、あらかじめ、航行予定時刻その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならぬ。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 巨大船

二 危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶で総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のものをいう。以下同じ。）

三 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶（当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。）

（巨大船等に対する指示）

第二十三條 海上保安庁長官は、前条各号に掲げる船舶（以下「巨大船等」という。）の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船等の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、航行予定時刻の変更、進路を警戒する船舶の配備その他当該巨大船等の運航に関し必要な事項を指示することができる。

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（抄）

（保障契約情報）

第四十一條の二 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港（一般船舶にあつては、特定海域への入域を含む。以下同じ。）をしようとする特定船舶（二千トンを超えるばら積みのおの輸送の用に供しているタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶をいう。以下この章及び第四十八條第六号において同じ。）の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、当該特定船舶に係るこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）の締結の有無その他の国土交通省令で定める事項（以

下「保障契約情報」という。)を国土交通大臣に通報しなければならない。通報した保障契約情報を変更しようとするときも、同様とする。

2 (省 略)

3 荒天、遭難その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりあらかじめ保障契約情報を通報しないで本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をした特定船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、入港後直ちに、保障契約情報を国土交通大臣に通報しなければならない。

石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)(抄)

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等)

第十四条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る原油及び石油製品、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額

四 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、その引き取る原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する者(次条第一項の承認を受けた者を除く。)がその引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該原油等に係る第一項の申告書の提出期限は、当該原油等の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

(納期限の延長)

第十八条 (省略)

2 原油等を保税地域から引き取るうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う者を除く。)が、第十四条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

3 原油等を保税地域から引き取るうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。第二十一条において「特例輸入者」という。)が、第十四条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

4 原油等を保税地域から引き取る者で第十五条第一項の国税庁長官の承認を受けたものが、同条第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、前条第三項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十五条第二項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)(抄)

(引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等)

第十八条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係るたばこ税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る製造たばこの区分及び区分ごとの課税標準たる数量(次号において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対するたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ税額

四 第二号に掲げるたばこ税額の合計額から前号に掲げるたばこ税額を控除した金額に相当するたばこ税額

五 第二号に掲げるたばこ税額の合計額から第三号に掲げるたばこ税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取るうとする者は、当該引

取りに係るたばこ税を免除されるべき場合を除き、その引き取る製造たばこに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う場合には、当該製造たばこに係る第一項の申告書の提出期限は、当該製造たばこの引取りの日の属する月の翌末日とする。

（納期限の延長）

第二十二条（省 略）

2 製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う者を除く。）が、第十八条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内（製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内）、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

3 製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。以下「特例輸入者」という。）が、第十八条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、第二十条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十八条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該特例輸入者が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（抄）

（引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等）

第四十七条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る課税貨物の品名並びに品名ごとの数量及び課税標準である金額（次号において「課税標準額」という。）

二 課税標準額に対する消費税額及び当該消費税額の合計額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取るうとする者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税貨物に係る前項第一号に掲げる事項その他財務省令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る課税貨物につき関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う場合には、当該課税貨物に係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税貨物の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）

第五十一条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式（次項において「申告納税方式」という。）が適用される課税貨物を保税地域から引き取るうとする者（当該課税貨物につき特例申告書を提出する者（第五十八条において「特例輸入者」という。）を除く。次項において同じ。）が、第四十七条第一項の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に関し、その延長を受けた旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部の相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができる。

2 （省 略）

3 特例申告書をその提出期限までに提出した者が、当該特例申告書に記載した第四十七条第一項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に関し、当該特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部の相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を二月以内に限り延長することができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

（輸入検疫）

第五十五条 （省 略）

2 （省 略）

- 3 輸入者は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他農林水産省令で定める事項を動物検疫所に届け出なければならぬ。この場合において、動物検疫所長は、次項の検査を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。
- 4及び5 (省 略)
- 6 前各項に規定するもののほか、指定動物の検疫に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(検査に基づく措置)

第五十六条 (省 略)

2 (省 略)

- 3 動物検疫所長は、第一項に規定する指定動物について、農林水産省令で定めるところにより、家畜防疫官に隔離、消毒、殺処分その他必要な措置をとらせることができる。

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 (省 略)

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 (省 略)

(中期目標)

第二十九条 (省 略)

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 五 (省 略)
- 3 (省 略)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)(抄)

(船舶保安情報)

第四十四条 本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をしようとする国際航海船舶の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交

通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該国際航海船舶の名称、船籍港、直前の出発港、当該国際航海船舶に係る船舶保安証書又は船舶保安証書に相当する証書に記載された事項その他の国土交通省令で定める事項（以下「船舶保安情報」という。）を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した船舶保安情報を変更しようとするときも、同様とする。

2 (省 略)

3 荒天、遭難その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりあらかじめ船舶保安情報を通報しないで本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をした国際航海船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、入港後直ちに、船舶保安情報を海上保安庁長官に通報しなければならない。

4 (省 略)

(国際航海船舶以外の船舶への準用)

第四十六条 前二条（第四十四条第四項及び前条第二項を除く。）の規定は、国際航海船舶以外の船舶であつて国際航海に従事するものうち、国土交通省令で定める船舶について準用する。この場合において、第四十四条第一項中「直前の出発港、当該国際航海船舶に係る船舶保安証書又は船舶保安証書に相当する証書に記載された事項」とあるのは、「直前の出発港」と読み替えるものとする。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

(輸出の承認)

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出

三 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工（以下「指定加工」という。）に該当するものに限る。）による貨物（当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するもの）に使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。）の輸出

2 及び 3 (省 略)

(許可及び承認の有効期間)

第八条 (省 略)

2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する許可又は承認について、同項の期間と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)(抄)

(輸入の承認)

第四条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 当該貨物の輸入について第九条第一項の規定による輸入割当てを受けることを要するとき。

二 当該貨物の品目について、貨物の原産地又は船積地域が前条第一項の規定により公表された場合において、その原産地を原産地とする貨物を輸入し、又はその船積地域から貨物を輸入しようとするとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該貨物の輸入について必要な事項が前条第一項の規定により公表されているとき。

2 前項第三号に掲げる場合において、前条第一項の規定による公表で一定の貨物の輸入について必要な事項として一定の手続を行うべき旨と併せて当該手続を行った場合には当該貨物の輸入については前項の規定による輸入の承認を要しない旨を定めたときは、同項の規定にかかわらず、当該手続を行つてする貨物の輸入については、同項の規定による輸入の承認を受けることを要しない。

3 (省 略)

第五条 (省 略)

2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、前項の期間と異なる有効期間を定め、又は輸入の承認の有効期間を延長することができる。

(輸入割当て)

第九条 第三条第一項の規定により輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を輸入しようとする者は、経済産業大臣に申請して、当該貨物の輸入に係る輸入割当てを受けた後でなければ、第四条第一項の規定による輸入の承認を受けることができない。ただし、輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が当該貨物を輸入しようとする場合において、経済産業大臣が

定める場合に該当するとき、又は経済産業大臣の確認を受けたときは、この限りでない。

2 4 (省 略)

関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(抄)

(輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告)

第四条 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の場合において、貨物の輸入が同一人との間の継続した輸入取引に係るものであり、かつ、当該貨物に係る個々の輸入申告書への同項第三号(定率法第四条の五及び第四条の七の規定に係る部分を除く。第五項において同じ。)又は第四号に掲げる事項の記載が同一の内容となるときは、輸入申告書を提出する者は、あらかじめ、これらの事項を記載した申告書(以下この条において「包括申告書」という。)を税関長に提出することができる。この場合においては、当該包括申告書が提出された日から起算して二年間に限り、当該個々の輸入申告書には、既に包括申告書を提出している旨を付記して、これらの事項の記載を省略することができる。

4 (省 略)

5 包括申告書を提出した者は、当該包括申告書に記載した第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その変更の内容を当該包括申告書を提出した税関長に届け出なければならない。

(特例申告書の記載事項等)

第四条の二 (省 略)

2 4 (省 略)

5 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「第四号」とあるのは「第十号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第九号又は第十号」と読み替えるものとする。

(増担保又は保証人の変更等)

第八条の三 (省 略)

2 (省 略)

3 関税の担保を提供した者は、税関長の承認を受けた場合に限り、担保物又は保証人を変更することができる。

(過誤納金の充当の手続)

第十条 法第十三条第七項(過誤納金の充当)の規定による充当は、次の各号に掲げる場合において行つものとし、それぞれ当該各号に掲げる時においてその効力を生ずる。

一 充当しようとする関税が当該関税に係る貨物の輸入の許可がされる前に確定したもの(法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係るものを除く。次号において同じ。)である場合において、過誤納金の還付を受けるべき者からその還付を受けるべき金額をもつて当該関税に充てようとする旨の書面が提出されたとき。その提出された時

二 (省 略)

2 (省 略)

(船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の手続)

第二十一条の六 法第二十三条第一項(船用品又は機用品の積込み等)に規定する承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品を同条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込むことなく、これを保税地域に入れたときは、遅滞なく、当該船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びに保税地域に入れられた年月日を記載した届出書に、当該船用品又は機用品につき同条第一項の承認を受けたことを証する書類及び当該船用品又は機用品を保税地域に入れたことについての税関職員の証明書を添付して、これを当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関長に提出しなければならない。

2 及び 3 (省 略)

(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等)

第二十二條の一 (省 略)

2 前項の規定による許可の申請は、三年を超えない一定の期間内の交通について一括して行つことができる。この場合において、税関長が必要と認めるときは、その許可を受けようとする者は、戸籍の謄本又は抄本その他その身分を証する書類を前項の申請書に添付しなければならない。

3 及び 4 (省 略)

5 第二項の規定により許可の申請をした者で前項の書類の交付を受けたものは、その許可に係る第一項第一号に掲げる事項又は交通しようとする目的に変更があつたときは、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。

用する法第四十五条第三項」と、第三十九条中「法第四十六条」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十六条」と、第三十九条の第二項中「法第四十八条の第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十八条の第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「法第四十八条の第二項又は第四項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十八条の第二項」と、第四十六条中「法第五十八条の二」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第五十八条の二」と、第四十七条第一項中「法第五十九条第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第五十九条第二項」と、同条第二項中「法第五十九条第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第五十九条第二項」と、第四十九条第一項及び第三項中「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条第一項」と、第四十九条の第二項中「法第六十一条の第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条の第二項」と、同項第一号中「法第六十一条の第二項の税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条第一項」と、「保税作業に使用した」とあるのは「保税作業（改装、仕分その他の手入を除く。以下この条において同じ。）に使用した」と、同項第二号中「法第六十一条の四において準用する法第四十三条の第三項（外国貨物を置くことの承認）」とあるのは「法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）」と、同項第四号中「法第六十一条の第二項の規定により税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、同条第三項中「法第六十一条の第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条の第二項」と、第五十一条の五第一項中「法第六十二条の四第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の四第一項」と、同条第二項中「法第六十二条の四第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の四第二項」と、第五十一条の六第一項中「法第六十二条の五」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の五」と読み替えるものとする。

（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）

第五十九条の四 法第六十七条の二第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定により、貨物を保税地域等（保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。）に入れずに輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （省略）

四 前三号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前にこれらの申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合

2 及び 3 （省略）

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 法第六十八条第二項(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。)の総額が十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかでない貨物に係るものを除く。)

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第四項において「シンガポール協定」という。)、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(同項において「マレーシア協定」という。)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(同項において「チリ協定」という。))又は経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(同項において「タイ協定」という。)をいう。以下この号において同じ。)

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の我が国以外の締約国(以下この号及び第四項において「締約国」という。)の原産品とされるもの(ロにおいて「締約国原産品」という。)であることを証明した原産地証明書(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。)

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、その原産地である締約国から当該締約国以外の地域(以下この号において「非原産国」という。)を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの(以下この号において「直接運送品」という。))以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類(課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。)

(1) 当該締約国から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置(当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。)

(2) 当該締約国から非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品(当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所にお

いて当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。)のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの(当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。)

278 (省 略)

関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)(抄)

(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)

第五条 法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の規定により関税の軽減を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、その輸出の際に、加工又は修繕のため輸出する旨並びにその輸入の予定時期及び予定地をその輸出申告書に付記するとともに、次に掲げる事項を記載した申告書及び加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類を添付して、当該申告書の記載事項につき税関長の確認を受けなければならない。

- 一 当該貨物の性質及び形状その他その再輸入の確認のため必要な事項
- 二 加工又は修繕の明細及び加工については本邦においてその加工をすることが困難である理由
- 三 当該貨物の輸出申告価格の計算の基礎
- 四 その他参考となるべき事項

2 (省 略)

(再輸入減税貨物の輸入の手続)

第十六条の五 法第十四条の二(再輸入減税)の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)に、当該貨物に係る輸出若しくは積戻しの許可書又はこれに代わる税関の証明書及び当該貨物に係る同条各号に掲げる関税の額についての税関の証明書を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

(輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等)

第五十四条の十三 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定による届出は、同項の規定により関税の払戻しを受けようとする貨物の輸入申告の際に、同項の規定の適用を受けようとする旨、当該貨物の再輸出の予定時期

及び予定地並びに当該貨物の性質及び形状その他その再輸出の確認のため必要な事項を記載した書面を税関長に提出することにより行うものとする。

2及び3 (省略)

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の三第二項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課されるものに限る。))の額を除く。」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に(当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に)」と読み替えるものとする。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)

第五十六条 法第二十条第一項(違約品等の再輸出の場合の戻し税)の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域(関税法第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限))に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条及び次条において同じ。)に入れたときは、その旨をその保税地域の所在地を所轄する税関長に届け出るとともに、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の事由を記載した申請書に当該貨物が法第二十条第一項第一号から第三号までに該当するものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

2 法第二十条第二項(違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合の戻し税)の規定の適用を受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該貨物の品名及び数量、その置かれている保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書に当該貨物の廃棄がやむを得ないものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)を添付して、これを当該税関長に提出し、同項に規定する承認を受けなければならない。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十六条の三 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、法第二十条第三項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十五条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項の規定に該当する輸出をした貨物又は同条第二項」と、「納付した」とあるのは「その納付すべき期限が延長された」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「の税関長に」とあるのは「の税関長に(当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長に)」と、「同条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第二項」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「その延長された期限内に、当該廃棄した」と、「税関長に」とあるのは「税関長に(当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に)」と読み替えるものとする。

第五十六条の四 第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定は法第二十条第四項(違約品等の再輸出の場合の控除)の規定を適用する場合について、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は法第二十条第五項(違約品を再輸出に代えて廃棄した場合の控除)の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十五条第一項及び第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、第五十五条第一項中「納付した関税の全額(附帯税の額を除く。次項において同じ。)」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同条第二項及び第五十六条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第五項」と、第五十五条第二項中「納付した関税の全額」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十六条第一項中「この条及び次条」とあるのは「この条」と、同項及び同条第三項中「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、同条第一項及び第二項中「証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、同条第一項中「の税関長に」とあるのは「の税関長に(当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に)」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「当該廃棄した貨物に係る特例申告書の提出期限内に、当該廃棄し

た」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（抄）

（不開港への出入についての許可手数料の免除）

第十一条（省略）

2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令第十八条第一項（不開港出入の許可の申請）の規定による申請書の提出の際に、その免除を受けようとする手数料に係る外国貿易船のその年の一月一日以後当該不開港に入港した日及びその受けようとする免除の額を記載した申請書をあわせて提出しなければならない。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）

（輸入の許可前における課税物品の引取りの承認の手続等）

第七条 関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による承認を受けようとする者は、当該承認に係る物品が課税物品（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条第一項（引取りに係る原油等）についての課税標準及び税額の申告の特例）の承認を受けている者が引き取る同項に規定する原油等を除く。以下この条において同じ。）であるときは、関税法施行令第六十三条（輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請）に規定する申請書に、その引き取るうとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該物品の品名及び数量を付記しなければならない。

2及び3（省略）

（保税運送等の場合の免税の手続）

第十条 法第十一条第一項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第五十三条第一項（保税運送の手続）又は第五十四条（難破貨物等の運送の手続）に規定する書面又は申請書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 関税法施行令第五十五条（運送期間の延長の手続）の規定は、法第十一条第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品の運送期間を延長する場合の手続について、同令第五十六条（関税の納付義務の免除の手続等）において準用する同令第三十八条（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除の手続）の規定は、法第十一条第五項ただし書の承認の手続について、それ

ぞれ準用する。この場合には、同令第五十五条の規定又は同令第五十六条において準用する同令第三十八条の規定による申請書に、当該課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

(船用品又は機用品の積込みの場合の免税の手続)

第十一条 法第十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第二十一条の二第一項(船用品又は機用品の積込みの手続)又は第二十一条の三第一項(一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等)に規定する申告書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2及び3 (省略)

(積戻しの場合の免税の手続)

第十二条 法第十二条第三項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第六十五条(外国貨物の積戻しの手続)において準用する同令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する申告書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。この場合には、同条ただし書の規定を準用する。

(関税を免除する物品についての免税等の手続等)

第十三条 法第十三条第一項第一号若しくは第三号又は第三項第一号若しくは第三号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、関税法施行令第五十九条第一項(輸入申告の手続)に規定する輸入申告書(関税法第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告(以下「特例申告」という。))に係る課税物品にあつては同条第一項に規定する特例申告書)に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2及び7 (省略)

(加工又は修繕のため輸出された課税物品の消費税の軽減の手続)

第十九条の四 法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする課税物品を輸出しようとする者は、関税率法施行令第五条第一項(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)に規定する申告書に消費税の軽減を受けようとする旨並びに当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2及び3 (省略)

4 法第十五条の二の税関長の承認を受けようとする者は、関税率法施行令第五条の三(再輸入の期間の延長の承認申請手続)に

規定する申請書に消費税につき当該承認を受けようとする旨並びに当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

(輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出)

第二十六条の四 法第十六条の三第一項の規定による届出は、関税率法施行令第五十四条の十三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等)に規定する書面に、法第十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに同項の規定の適用を受けようとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記することにより行うものとする。

(再輸出の期間の延長の手続)

第二十六条の五 法第十六条の三第一項の規定による税関長の承認を受けようとする者は、関税率法施行令第五十四条の十四(再輸出の期間の延長の承認申請手続)に規定する申請書に、その承認を受けようとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量を付記しなければならない。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等についての規定の準用)

第二十六条の八 第二十六条の四及び前二条の規定は、法第十六条の三第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十六条の四中「第五十四条の十三第一項」とあるのは「第五十四条の十七(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等)についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の十三第一項」と、第二十六条の六中「同項」とあるのは「法第十六条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(国税通則法第六十八条第一項(重加算税)の規定によるものに限る。))の額を除く。」とあるのは「その納期限が延長された内国消費税額」と、前条第一項中「第五十四条の十六」とあるのは「第五十四条の十七(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等)についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の十六」と読み替えるものとする。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等の手続)

第二十七条 (省 略)

2 法第十七条第二項の規定による承認又は還付を受けようとする者は、関税率法施行令第五十六条第二項又は第三項(違約品等を再輸出に代えて廃棄する場合の払戻し等の手続)に規定する申請書に、その承認又は還付を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

3 (省 略)

(保税地域への搬入期間の延長の手續)

第二十八条の二 法第十七条第一項の規定による税関長の承認を受けようとする者は、関稅定率法施行令第五十六条の二(保税地域への搬入期間の延長の承認申請手續)に規定する申請書に、その承認を受けようとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量を付記しなければならない。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の手續等についての規定の準用)

第二十八条の三 第二十七条及び第二十八条の規定は、法第十七条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「第五十六条第一項」とあるのは「第五十六条の三(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手續等)についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項」と、同条第二項中「第五十六条第二項」とあるのは「第五十六条の三において準用する同令第五十六条第二項」と、第二十八条中「同条第一項」とあるのは「法第十七条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項の規定を適用する場合における同条第二項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）」とあるのは「その納期限が延長された内国消費税額」と読み替えるものとする。

2 (省 略)

3 第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定は、法第十七条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第二項中「第五十六条第二項又は第三項」とあるのは「第五十六条の四(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手續等)についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第二項又は第三項」と、第二十八条中「同条第一項の規定に該当する輸出をした課税物品又は同条第二項」とあるのは「法第十七条第五項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）」とあるのは「課されるべき内国消費税額」と読み替えるものとする。

租稅特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)(抄)

(酒類等の外航船等への積込みの承認)

第四十五条の二 法第八十五条第一項、第八十七条の七第一項又は第八十八条の三第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。ただし、当該積込みにつき、関稅法第二十三条第一項又は第二項

の承認を受けるため関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二十一条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条の三第一項の規定により提出すべき申告書がある場合には、当該申請書の提出に代えて法第八十五条第一項、第八十七条の七第一項又は第八十八条の三第一項の承認の申請をする旨及び第三号に掲げる事項を当該申告書に付記するものとする。

- 一 当該酒類、製造たばこ又は特定物品（前条第一項第二号に掲げる物品をいう。以下この条及び次条において同じ。）を積み込もうとする外航船等（法第八十五条第一項に規定する外航船等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の名称、国籍、種類及び純トン数（当該外航船等が航空機であるときは、登録記号、国籍、種類及び自重。次条第一項において同じ。）
- 二 当該外航船等の航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数
- 三 当該積み込もうとする酒類、製造たばこ又は特定物品に係る次に掲げる事項
 - イ 酒類については、酒税の税率の適用区分（品目を含む。）並びに当該区分ごとの数量及び価額
 - ロ 製造たばこについては、区分並びに区分ごとの数量及び価額
 - ハ 特定物品については、品名並びに品名ごとの数量及び価額
- 四 当該酒類、製造たばこ又は特定物品の積み込みの年月日、方法及び場所
- 五 その他参考となるべき事項

2 } 5 （省 略）

とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）（抄）

（非課税の場合の証明）

第四条 外国貿易船が開港に入港した場合において、法第七条第一項本文（非課税）の規定に該当すべき事実があるとき（同項ただし書の規定に該当すべきときを除く。）は、当該外国貿易船の船長は、その入港後遅滞なくその事実を税関長に証明しなければならない。

（担保の提供の手続等）

第六条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第八条から第八条の三まで（担保として提供した国債等の価額・担保の提供の手続・増担保又は保証人の変更等）及び第八条の五（金銭担保による納付の手続）の規定は、法第九条第一項（とん税の納付前に出港する場合の承認及び担保）の規定により提供する担保について準用する。

2 （省 略）

特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）（抄）

（担保の提供の手續等）

第三条（省 略）

2 とん税法施行令第六条（担保の提供の手續等）の規定は、法第七条第一項の規定により提供する担保について準用する。この場合において、当該担保の提供の手續並びに当該担保による納付及びその公売、解除その他の手續は、同令第六条に定める手續その他とん税法第九条の担保に関する手續にあわせて行うものとする。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（加工又は組立用貨物の輸出の手續）

第二十二條 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、その輸出の際に、加工又は組立てのため輸出する旨をその輸出申告書に付記するとともに、次に掲げる事項を記載した申告書を添付して、当該申告書の記載事項につき税関長の確認を受けなければならない。

一 当該貨物の性質及び形状その他その再輸入の確認のため必要な事項

二 加工又は組立ての概要

三 当該貨物の輸出申告価格の計算の基礎

四 その他参考となるべき事項

2及び3（省 略）

（原産地証明書の提出）

第二十八條 前条第一項の場合においては、その証明に係る物品についての輸入申告（法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等）がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ。）又は関税法第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し原産地証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその際提出することができないことについて税関長の承認を受けたとき、又はその際に提出することができないことについて、当該物品につき同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（抄）

（通関手続等）

第三条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る物品につき暫定法の別表第一に掲げる税率のうち一定の数量を限度として定められている税率の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該証明書を税関長に提出しなければならぬ。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2 及び 3 （省 略）

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）（抄）

（還付金等の充当適状）

第二十三条 （省 略）

2 税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者から、関税法第六十七条（輸入又は輸出の許可）の規定による輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）を受けて保税地域から引き取ろうとする課税物件に係る消費税等（石油石炭税法第十七条第三項の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）に当該還付金を充てたい旨の書面が提出されたときは、当該消費税等の法定納期限前においても、その充当をすることができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、法第五十七条第二項に規定する政令で定める充当をするのに適することとなつた時は、当該書面の提出があつた時とする。

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百五十七号）（抄）

（コンテナーの輸入又は輸出の手続）

第二条 コンテナー条約第二条の規定により関税及び消費税（以下「輸入税」という。）の免除を受けてコンテナーを輸入しようとする者又は免税コンテナーを輸出しようとする者が、その輸入申告又は輸出申告に際し、次に掲げる事項を記載した書類（第四条及び第八条第一項において「積卸コンテナー一覧表」という。）を税関長に提出した場合には、税関長は、関税法（昭和二十九年

法律第六十一号)第六十七条の規定による申告があつたものとみなすことができる。

- 一 当該コンテナの種類、記号及び番号
- 二 当該コンテナの積卸をする船舶又は航空機の名称又は登録記号
- 三 法第九条の表示をしているコンテナについては、その旨

(国産コンテナ等の表示)

第十二条 コンテナにつき法第九条に規定する表示をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をもその申請に係るコンテナの置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該コンテナが本邦において製造されたもの(保税作業による製品を除く。以下次項までにおいて「国産コンテナ」という。)又は輸入税の納付された、若しくは納付されるべきものであることにつき税関長の確認を受けなければならない。

一 当該コンテナの種類、記号及び番号並びに数量

二 当該コンテナが国産コンテナであるときは、当該コンテナの製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造の年月日及び場所

三 当該コンテナが輸入税の納付された、又は納付されるべきものであるときは、その納付に係る輸入の許可書の番号、その輸入の許可に係る税関及びその納付の年月日

2)5 (省 略)

外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)(抄)

(役務取引の許可等)

第十七条 (省 略)

2 (省 略)

3 居住者が法第二十五条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

4 (省 略)

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)(抄)

(通関手続等)

第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の六第一項又は第二項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告(特例申告(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。))に係る貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。)(に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならぬ。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3 (省略)